

令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
体罰等によらない子育ての推進に向けた実態把握に関する調査

株式会社 キャンサーキャン

調査目的：

令和元年度における児童相談所の児童虐待相談対応件数は193,780件（厚生労働省による調査、速報値）と過去最多となったが、その中には、しつけの名の下に行われる体罰が徐々にエスカレートし、深刻な虐待に繋がる事例も多く見受けられる。

こうした状況を踏まえ、令和元年6月に「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、親権者等は、児童のしつけに際して体罰を加えてはならないこととされた（令和2年4月施行）。それに伴い、令和元年9月より「体罰等によらない子育ての推進に関する検討会」において、体罰の範囲や体罰禁止に関する考え方を国民や関係者にわかりやすく示すための検討が進められ、「体罰等によらない子育てのために～みんなで育児を支える社会に～」が取りまとめられた。

本調査研究ではこうした状況を踏まえ、わが国における、体罰等に関する意識やその実態、法律の認知や子育てをとりまく状況について、実態を把握するとともに現状における課題を整理し、今後の、国民の行動変容をより加速するための周知・啓発のあり方の検討を行うことを目的とした。

事業概要： 本事業は、以下、大きく2つの取り組みからなる。

- ① 実態把握のための調査：「18歳以下の子どもの養育者（5000サンプル*）」及び「15～79歳の男女（5000サンプル*）」を対象として、体罰等に対する意識や体罰の行使、法律の認知や子育てをとりまく状況等について実態を把握するためのインターネット調査を実施した。*一部重複があるため、サンプル総数は8823サンプル
- ② 有識者による検討：子育て支援や子どもの権利擁護に携わる専門家や、心理学や統計学、行動変容等幅広い分野の学識経験者等、6名の有識者による研究会を開催し、課題の整理及び今後の周知・啓発のあり方についての検討を行った。

調査結果及び検討内容のキーポイント：

調査及び有識者による検討を通して、子どもに対する体罰の行使には、“体罰に対する意識の問題（体罰はしつけ上必要とされるといった意識等）”と“子育てをとりまく状況の問題（養育者が感じるストレス等の心理状態と、それらに影響する子育ての負荷）”が複雑に絡んで影響を与えていることが指摘された。前者については、今後の啓発についての検討を行い、後者については、今後更なる検討が必要な事柄を整理した。

- ✓ 体罰に対する意識の問題：「体罰等は許されない」との規範の自分ごと化（内面化）を促すためには、体罰を禁止する法について周知し、理解を促すことはもちろんのこと、体罰禁止の背景にある、「なぜ、体罰等は許されないのか（体罰等は子どもの権利の侵害であること、体罰等によって子どもの成長や発達に悪影響があること）」を伝えることでより深い理解を促し、納得感を得ることが重要である。
- ✓ 子育てをとりまく状況の問題：養育者が、少しでもストレスやプレッシャー、不安等を感じることなく子育てに向き合うことができ、“（体罰を）してしまう”状況になり難い環境を整えることが重要である。そのためには、養育者への支援の充実のみならず、周囲の人々の理解を得ることで、社会全体で子育てを支援していく雰囲気醸成していくことが不可欠である。